

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報(1月16日現在)

【ポイント】

- アルゼンチン国内では1, 791, 979 名(昨日から8, 932名増)の累計感染者数、うち45, 295名の累計死亡者数(昨日から68名増)、1, 573, 104の累計治癒数が報告。
- 当国に居住、または短期的に滞在している方を対象とした強制隔離等措置は1月31日まで、非居住者の入国禁止も同日まで継続。
- 日本における緊急事態宣言が解除されるまでの間、日本人の帰国者を含む、全ての入国者等に対し、出国前 72 時間以内の検査証明の提出が求められるとともに、入国時の PCR 検査を実施。
- 外国人の国内移動で必要であった大使館発行の領事レターは不要になりましたが、これから出国される方は、当館までご連絡いただきますようお願いいたします。また、在留届を提出済みの方は、帰国届等の提出をお願いいたします。
- 亜国内での新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑み、感染防止の観点から来訪者が窓口で密集することを避け、また手続きを迅速に対応させていただくべく、事前に来館時間を当館と調整していただきますよう、ご協力お願いします。

【本文】

1 保健省日報によれば、アルゼンチン国内では1, 791, 979 名(昨日から8, 932名増)の累計感染者数、うち45, 295名の累計死亡者数(昨日から68名増)、1, 573, 104名の累計治癒数が報告されています。

2 亜国内における新型コロナウイルス英国型変異株の発見

(1)サルバレッツァ科学・技術・イノベーション大臣は、同省新型コロナウイルスのゲノム解析プロジェクト(PAISプロジェクト)が、外国から入国した男性が英国型変異株に感染していたことを確認したため、保健当局に報告したと発表しました。

(2)同旅行者は、現在ブエノスアイレス市において隔離中であり、同人を通じて他の旅行者にも同種感染がなかったか調査が行われているとのこと。

上記プロジェクト報告書によると、同人は英国在住の亜国人であり、オーストリア・独に出張滞在し、昨年末、フランクフルトから亜入国の際に無症状であったものの、エセイサ国際空港での検査時に陽性判定を受けました。

同報告書は、本件が亜国内で初の英国型変異株の確認例になると報告しています。

3 日本における新たな水際対策措置(1月8日付外務省海外安全広域情報)

(1)措置の概要

1月8日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発出に伴い、同解除宣言が発せられるまでの間、全ての入国者・再入国者・帰国者に対し、出国前 72 時間以内の検査証明の提出を求められるとともに、入国時の検査が実施されますので、日本への帰国等の際にはご注意ください。

なお、本件措置の詳細は、外務省海外安全ホームページ(リンク下)をご確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C006.html

(参考:厚生労働省ホームページ(リンク下))

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

(2)有効な「出国前検査証明」

上記措置において、入国等時に提出を求められる検査証明は次のとおりです(詳細リンク下)。

ア 日本政府所定のフォーマット

イ 日本政府所定フォーマットと同項目が英語で記載された医療機関任意のフォーマット

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

4 出国される皆様へ(当館へのご連絡と帰国・転出届提出のお願い)

外国人(含む、日本人)が国内移動する場合に、大使館から発出されていた「移動のためのレター(領事レター)」は不要になりましたが、これから出国される方におかれましても、事前に当館までご連絡いただきますようお願いいたします(連絡先末尾)。

また、企業関係者など長期滞在された方のうち、在留届を提出済みの方におかれましては、出国にあわせて帰国・転出届の提出をお願いいたします。同手続きは、下記のオンライン在留届にて行えます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html> (ログイン用パスワードを忘れた方は、システムのメニュー「パスワードを忘れた方」ボタンからパスワードの再登録をお願いします。)

5 当館領事班窓口にご来館の皆様へ(事前連絡についてのお願い)

アルゼンチン国内での新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑みまして、感染防止に最大限努めるとの観点から、来訪される方々が窓口で密集することを避け、また、当館領事班窓口での諸手続きを迅速に対応させていただくべく、是非とも事前にご連

絡をいただき来館される時間を当館と調整していただいた上でご来館いただきますよう、何卒ご協力を宜しくお願いいたします。

なお、本件事前連絡は当館領事班代表メール(conbsas@bn.mofa.go.jp)又は当館領事班代表電話(011-4318-8220)にて対応させていただきます。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>（了）